

公立大学法人滋賀県立大学経営協議会規程

平成 1 8 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学定款第 1 8 条に規定する経営協議会（以下「経営協議会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務代理)

第 2 条 議長に事故あるときは、副理事長がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第 3 条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の経営協議会への出席を求め、意見を聴くことができる。ただし議決に加わる権利は有しない。

(議事録)

第 4 条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第 5 条 経営協議会の庶務は、事務局経営企画グループにおいて処理する。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、経営協議会の運営等に関し必要な事項は、経営協議会が別に定める。

付 則

この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

別途定め

経営協議会の委員となる理事について

平成18年4月1日

理事長決定

公立大学法人滋賀県立大学定款第18条第2項第3号に規定する理事長が指名する理事は、常勤の理事とする。